

R6営繕 県都魅力度アップ推進検討資料作成業務 仕様書

1 業務名称

R6営繕 県都魅力度アップ推進検討資料作成業務

2 業務目的

県都・徳島市中心市街地の魅力度を視覚的に分かりやすく提示するため、デジタル3D地図やBIMを用いた動画を制作する。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年8月31日までとする。

4 業務内容

(1) 動画の概要

- ・デジタル3D地図やBIMを用いて、県都・徳島市中心市街地の魅力度を示した動画とする。
なお、制作にあたっては、YouTube 徳島県チャンネルで公開している「県都とくしままちづくりグランドデザインイメージ」動画（以下、「既存動画」という。）を参考にすること。

※URL： <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/toshikeikaku/7235449/>

- ・範囲は、徳島市中心市街地及びその周辺（別紙1：業務範囲図）とする。
- ・デジタル3D地図、BIM及び県から提供する資料等を用いて制作する。
- ・動画の長さは、5分程度とする。

(2) 制作編集

- ・既存動画のデータは県から提供しない。
- ・デジタル3D地図に計画施設を10施設程度マスモデルで配置する。
- ・デジタル3D地図の既存の建築物については、テクスチャが表現されているものを使用するか、県が指定する施設（10施設程度）に疑似テクスチャを加えたものとする。
- ・動画の目線は、鳥瞰、歩行者・自動車目線、鉄道目線及び水上タクシー目線とする。
- ・動画には、県が提供するテキストにより、ナレーション音声及び字幕を入れる。
- ・動画には、必要に応じて県が提供するイメージ写真や、指定するBGM、音響効果等を入れる。

5 成果品

(1) 再生用データ

PC等で再生可能なMP4及びMOV形式のファイルを保存した記録媒体

(2) マスターデータ

動画制作に使用したデジタル3D地図データ、BIMデータ及びテクスチャ画像等のマスターデータ一式を保存した記録媒体

6 特記事項

- (1) 成果物の映像・画像・音楽等に係る著作権の処理を済ませたものの所有権は、全て徳島県に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権（著作権法第27条・第28条に規定

する権利を含む。)は、全て徳島県に帰属する。さらに、著作権人格権については、これを行使しないこと。

- (2) 成果物は一般公開を前提とし、著作権(著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む。)その他全ての権利等について、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 徳島県が行う成果物の再編集・リサイズ・印刷・複製等について、徳島県の判断で行えるものとする。
- (4) その他、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (5) 実施内容等は、県と十分協議しながら事業を進めること。
- (6) 県の求めに応じ、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (7) 当該業務内容の変更に伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて協議の上、対応すること。
- (8) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。
ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。
- (9) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、県の許可を得た場合はこの限りではない。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議の上、決定するものとする。

別紙 1 業務範囲図



「出典：国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成」